

第 3 福祉医療部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
老人福祉施設等	老人福祉施設設置費補助金	社会福祉法人等	養護老人ホームの創設、増築及び改築事業		県単 定額	社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞ 80%		＜対象施設＞ 設備基準を満たす養護老人ホーム 精神上又は環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の方が入所する施設 ＜補助対象事業費＞ 本体工事費 定員×1,450 千円	老人福祉法 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（設備基準） 愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱	高齢福祉課
			特別養護老人ホームの創設、増築及び改築事業		県単 定額	介護サービス事業 ＜充当率＞ 100%		＜対象施設＞ 設備基準を満たす特別養護老人ホーム 身体上又は精神上の障害があるために常時に介護を必要とする介護保険上の要介護者であつて、家庭において介護を受けることが難しい方が入所する施設 ＜補助対象事業費＞ 本体工事費 定員×3,700 千円	老人福祉法 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（設備基準） 愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱	高齢福祉課
			軽費老人ホーム（ケアハウス）の創設事業		県単 定額	社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞ 80%		＜対象施設＞ 設備基準を満たす軽費老人ホーム（ケアハウス） 低額な料金で家庭環境や住宅事情等の理由により生活することが難しい 60 歳以上の方が入所する施設 ＜補助対象事業費＞ 本体工事費 定員×3,206 千円	老人福祉法 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（設備基準） 愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱	高齢福祉課
			介護老人保健施設の創設、改築及び改修事業		県単 定額	介護サービス事業 ＜充当率＞ 100%		＜対象施設＞ 設備基準を満たす介護老人保健施設 医療ケアと日常生活サービスを併せて提供する施設 ＜補助対象事業費＞ 本体工事費 25,000 千円（基準額）	介護保険法 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（設備基準） 愛知県老人福祉施設等設置費補助金交付要綱	高齢福祉課
	介護施設等防災対策事業費補助金	社会福祉法人等	既存の介護施設等における非常用自家発電設備整備、給水設備整備及び水害対策強化事業等の防災・減災対策に係る整備に対する補助	国直 対象経費等の 1/2	県単 対象経費等の 1/4	社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞ 80%		＜対象施設＞ 非常用自家発電設備整備、給水設備整備及び水害対策強化事業等の防災・減災対策を実施する介護施設等 ＜補助額＞ 次の各項を比較し低い方に補助率（3/4）を乗じた額 ア 総事業費から寄附金その他収入額を控除した額 イ 対象経費の実支出額と補助基準単価を比較して少ない方の額	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱 愛知県介護施設等防災対策事業費補助金交付要綱	高齢福祉課
児童福祉施設等	次世代育成支援対策施設整備交付金	市町村	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設、子育て支援のための拠点施設、市町村子ども家庭総合支援拠点、一時保護施設、職員養成施設、一時預かり事業所、子育て短期支援事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センターの創設、増築、改築等	国直 交付基礎額等の 1/2 （施設地域分散化等加速化プランの採択等の条件を満たす乳児院、児童養護施設は交付基礎額等の 2/3） （児童館は交付基礎額等の 1/3）		社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞ 80%		＜補助対象＞ 交付基礎額 工事請負契約等を締結する単位ごとに要綱で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額 ○ 対象となる施設は、児童福祉法第 35 条第 3 項に規定されるもの等	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 愛知県児童福祉施設等施設整備費補助金交付要綱	児童家庭課 子育て支援課 健康対策課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
児童福祉施設等	子育て支援対策基金市町村事業費補助金（小規模保育整備事業）	市町村	市町村が設置する小規模保育事業所の施設整備事業に対して、補助対象経費等の一部を補助するもの。	（国庫） 補助対象経費等の1/2 （子育て安心プラン実施計画の採択等の条件を満たす市町村の場合は2/3） （過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び山村振興計画に基づく事業の場合は5.5/10）		社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞80%		＜補助対象経費＞ 安心子ども基金管理運営要領、別添1の2で定める工事費又は工事請負費、工事事務費等 ＜交付額＞ 交付額は次の各項を比較し低い方に補助率を乗じた額 ア 総事業費から寄附金その他収入額を控除した額と、補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額 イ 補助基準額表に定める基準額の合計額 ○ 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設	安心子ども基金管理運営要領 愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱	子育て支援課
	就学前教育・保育施設整備交付金	市町村	市町村が設置する小規模保育事業所の施設整備事業に対して、補助対象経費等の一部を補助するもの。	（国庫） 補助対象経費等の1/2 （子育て安心プラン実施計画の採択等の条件を満たす市町村の場合は2/3） （過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び山村振興計画に基づく事業の場合は5.5/10）		社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞80%		＜補助対象経費＞ 交付要綱別表で定める工事費又は工事請負費、工事事務費、施設設計に要する費用等 ＜交付額＞ 交付額は次の各項を比較し低い方の額とする ア 総事業費から寄附金その他収入額を控除した額と、補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方に国の負担割合を乗じた額 イ 交付要綱別表に定める基準額の合計額 ○ 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱	子育て支援課
	放課後児童クラブ整備費補助金	市町村	地域における子育てしやすい環境の整備促進を図ることを目的とし、市町村等が設置する放課後児童クラブ整備の費用を補助することにより子育て支援施策の推進を図るもの。	（国庫） 補助基本額の1/3 （国庫補助率の向上の対象となる場合は2/3）等	（県庫） 補助基本額の1/3 （国庫補助率の向上の対象となる場合は1/6）等	社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞80%		＜補助基本額＞ 次の各項を比較し低い方の額とする。 ア 総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額 イ 補助対象経費（交付要綱別表で定める工事費又は工事請負費、工事事務費等）の実支出額 ウ 交付要綱別表に定める基準額の合計額 ○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準により整備されるものが対象	子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱 愛知県子ども・子育て支援整備補助金交付要綱	子育て支援課
	放課後児童クラブ設置促進事業費	市町村	小学校の余裕教室等の既存施設を改修して放課後児童クラブを整備するために必要な経費に対して補助するもの。	（国庫） 補助基本額の1/3	（県庫） 補助基本額の1/3	社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞80%		＜補助基本額＞ 次の各項を比較し低い方の額とする。 ア 総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額 イ 補助対象経費（交付要綱別紙で定める事業の実施に必要な経費）の実支出額 ウ 交付要綱別紙に定める基準額	子ども・子育て支援交付金交付要綱 愛知県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱	子育て支援課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
児童福祉施設等	病児保育施設整備費補助金	市町村	市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設整備事業	国直 補助基本額の 1/3	県複 補助基本額の 1/3	社会福祉施設整備事業 ＜充当率＞ 80%		＜補助基本額＞ 次の各項を比較し低い方の額とする。 ア 総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額。 イ 補助対象経費（交付要綱別表で定める工事費又は工事請負費、工事事務費等）の実支出額 ウ 交付要綱別表に定める基準額の合計額 ＜病児保育事業の設備基準（病児保育事業実施要綱による）＞ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たすもの ア 保育室（専用） イ 観察室又は安静室（専用） ウ 調理室（本体施設と兼用可） ○ 市町村子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき策定する計画 ○ 病児保育事業は児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する事業	子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱 愛知県病児保育施設整備費補助金交付要綱	子育て支援課
						病院事業 ＜充当率＞ 100% （ただし、病院事業またはその附帯事業として行う場合）	元利償還金の 25%（通常分）を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の 40%（特別分）を基準財政需要額に算入 なお、建物の建築単価が 59 万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																		
医療施設	回復期病床整備事業	医療機関	回復期病床を整備するための施設整備事業	国間 補助対象事業費の1/2		病院事業 ＜充当率＞ 100%	元利償還金の25%（通常分）を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%（特別分）を基準財政需要額に算入	＜補助対象事業＞ 回復期病床を整備するための施設の新築・増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 ＜基準額＞ 1床当たり 新築・増改築 9,000 千円 改修 3,508 千円 ※ 地域医療介護総合確保基金（積立の割合：国 2/3、県 1/3）から補助される	愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱	医療計画課																		
	病床規模適正化事業	医療機関	病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するための施設整備事業	国間 補助対象事業費の1/2		病院事業 ＜充当率＞ 100%	なお、建物の建築単価が 59 万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	＜補助対象事業＞ 病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するための施設の改修に要する工事費又は工事請負費 ＜基準額＞ 1床あたり 改修 1,871 千円 ※ 地域医療介護総合確保基金（積立の割合：国 2/3、県 1/3）から補助される	愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱	医療計画課																		
	分娩取扱施設整備事業	医療機関	分娩取扱施設として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設の整備事業	国間 国庫補助基本額の1/2		病院事業 ＜充当率＞ 100%		＜国庫補助基本額＞ 基準面積×基準単価 分娩室、病室、入所室等 <table><tr><th>基準面積</th><th>1㎡あたりの基準単価（7年度）</th></tr><tr><td rowspan="3">194㎡</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>484,000 円</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>214,000 円</td></tr><tr><td>木造</td><td>355,000 円</td></tr></table> 宿泊施設 <table><tr><th>基準面積</th><th>1㎡あたりの基準単価（7年度）</th></tr><tr><td rowspan="3">室数×40㎡ （2室上限）</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>484,000 円</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>214,000 円</td></tr><tr><td>木造</td><td>355,000 円</td></tr></table>	基準面積	1㎡あたりの基準単価（7年度）	194㎡	鉄筋コンクリート	484,000 円	ブロック	214,000 円	木造	355,000 円	基準面積	1㎡あたりの基準単価（7年度）	室数×40㎡ （2室上限）	鉄筋コンクリート	484,000 円	ブロック	214,000 円	木造	355,000 円	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医務課
	基準面積	1㎡あたりの基準単価（7年度）																										
194㎡	鉄筋コンクリート	484,000 円																										
	ブロック	214,000 円																										
	木造	355,000 円																										
基準面積	1㎡あたりの基準単価（7年度）																											
室数×40㎡ （2室上限）	鉄筋コンクリート	484,000 円																										
	ブロック	214,000 円																										
	木造	355,000 円																										
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	医療機関	有床診療所等のスプリンクラー等整備事業	国間 国庫補助基本額の1/2		病院事業 ＜充当率＞ 100%		＜基準額＞ <table><tr><th>区分</th><th>基準額</th></tr><tr><td rowspan="5">スプリンクラー</td><td>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（1）、（2）に限り 1 施設当たり 2,460,000 円を加算する。 （1）通常型スプリンクラー 1㎡当たり 24,000 円 （2）水道連結型スプリンクラー 1㎡当たり 23,000 円 （3）パッケージ型自動消火設備 1㎡当たり 28,000 円 （4）消防法施行令第 32 条適用設備 1㎡当たり 27,000 円</td></tr></table> ＜対象経費＞ スプリンクラー整備のために必要な工事費又は工事請負費	区分	基準額	スプリンクラー	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（1）、（2）に限り 1 施設当たり 2,460,000 円を加算する。 （1）通常型スプリンクラー 1㎡当たり 24,000 円 （2）水道連結型スプリンクラー 1㎡当たり 23,000 円 （3）パッケージ型自動消火設備 1㎡当たり 28,000 円 （4）消防法施行令第 32 条適用設備 1㎡当たり 27,000 円	医療施設等施設整備費補助金交付要綱 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱	医務課															
区分	基準額																											
スプリンクラー	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（1）、（2）に限り 1 施設当たり 2,460,000 円を加算する。 （1）通常型スプリンクラー 1㎡当たり 24,000 円 （2）水道連結型スプリンクラー 1㎡当たり 23,000 円 （3）パッケージ型自動消火設備 1㎡当たり 28,000 円 （4）消防法施行令第 32 条適用設備 1㎡当たり 27,000 円																											
				国間 国庫補助基本額の10/10		病院事業 ＜充当率＞ 100%		＜基準額＞ <table><tr><th>区分</th><th>基準額</th></tr><tr><td>自動火災報知設備</td><td>1 施設当たり 1,279,000 円</td></tr></table> ＜対象経費＞ 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	区分		基準額	自動火災報知設備	1 施設当たり 1,279,000 円															
	区分	基準額																										
	自動火災報知設備	1 施設当たり 1,279,000 円																										

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																											
医療施設	指定医療機関等整備費補助金	医療機関	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る医療措置協定を締結する医療機関の整備費に対する補助	国庫 (国庫補助基本額の1/2 (病室の感染対策に係る整備は国庫補助基本額の1/3)	県庫 (国庫補助基本額の1/2 (病室の感染対策に係る整備は国庫補助基本額の1/3)	病院事業 <充当率> 100%	元利償還金の25% (通常分)を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40% (特別分) を基準財政需要額に算入 なお、建物の建築単価が59万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	<国庫補助基本額> 下表の区分ごとの基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 <table><tr><th>区分</th><th>基準額</th></tr><tr><td rowspan="6">病床確保に係る協定締結医療機関</td><td>病室の感染対策に係る整備 1室当たり 29,420千円</td></tr><tr><td>病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円</td></tr><tr><td>個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円</td></tr><tr><td>簡易陰圧装置 1病床当たり 4,320千円</td></tr><tr><td>検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1台当たり 9,350千円</td></tr><tr><td>簡易ベッド 1台当たり 51,400円</td></tr><tr><td rowspan="4">発熱外来発熱外来に係る協定締結医療機関</td><td>個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円</td></tr><tr><td>検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1台当たり 9,350千円</td></tr><tr><td>簡易ベッド 1台当たり 51,400円</td></tr><tr><td>HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) 1か所当たり 905千円</td></tr><tr><td>自宅療養者への医療の提供に係る協定締結医療機関</td><td>個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円</td></tr></table>	区分	基準額	病床確保に係る協定締結医療機関	病室の感染対策に係る整備 1室当たり 29,420千円	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	簡易陰圧装置 1病床当たり 4,320千円	検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1台当たり 9,350千円	簡易ベッド 1台当たり 51,400円	発熱外来発熱外来に係る協定締結医療機関	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1台当たり 9,350千円	簡易ベッド 1台当たり 51,400円	HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) 1か所当たり 905千円	自宅療養者への医療の提供に係る協定締結医療機関	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	医療施設等施設整備費補助金交付要綱 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 愛知県新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関 (施設・設備) 整備事業) 費補助金交付要綱	感染症対策課											
区分	基準額																																				
病床確保に係る協定締結医療機関	病室の感染対策に係る整備 1室当たり 29,420千円																																				
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円																																				
	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円																																				
	簡易陰圧装置 1病床当たり 4,320千円																																				
	検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1台当たり 9,350千円																																				
	簡易ベッド 1台当たり 51,400円																																				
発熱外来発熱外来に係る協定締結医療機関	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円																																				
	検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1台当たり 9,350千円																																				
	簡易ベッド 1台当たり 51,400円																																				
	HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) 1か所当たり 905千円																																				
自宅療養者への医療の提供に係る協定締結医療機関	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円																																				
精神科病院地域移行体制整備費補助金	医療機関	精神科病棟を地域移行に資する他の用途へ変更するための整備事業	国庫 補助対象事業費の1/2		病院事業 <充当率> 100%		<補助対象事業> 精神科病院入院患者の地域移行を促進するため、病棟等を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備に要する工事費または工事請負費 <基準額> 1 施設整備 1㎡当たり 360千円 2 設備整備 3,000千円 ※ 地域医療介護総合確保基金 (積立の割合: 国 2/3、県 1/3) から補助される	愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱	医務課																												
特定行為指定研修機関施設整備費補助金	医療機関	在宅医療等の推進のため、特定行為研修を実施することが可能な環境を整備するための施設整備事業	国庫 国庫補助基本額の1/2				<国庫補助基本額> 基準面積×基準単価 看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 <table><tr><th>基準面積</th><th>1㎡あたりの基準単価 (7年度)</th></tr><tr><td rowspan="4">80㎡</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>484,000円</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>214,000円</td></tr><tr><td>木造</td><td>355,000円</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	基準面積	1㎡あたりの基準単価 (7年度)	80㎡	鉄筋コンクリート	484,000円	ブロック	214,000円	木造	355,000円			医療提供体制施設整備交付金交付要綱 愛知県特定行為指定研修機関施設整備費補助金交付要綱	医務課																	
基準面積	1㎡あたりの基準単価 (7年度)																																				
80㎡	鉄筋コンクリート	484,000円																																			
	ブロック	214,000円																																			
	木造	355,000円																																			
へき地診療所施設整備事業	市町村等	へき地診療所及び医師等用住宅の施設整備事業 (新築・買収・増改築)	国庫 基本額の1/2		病院事業 <充当率> 100%	へき地診療所に係る施設整備事業 (病院事業会計に係る事業を除く) に要する経費に充てた病院事業債の元利償還金の60%を特別交付税の基礎数値として算入	<対象施設> 愛知県へき地医療対策実施要綱において、へき地診療所として指定又は指定予定のもの <基本額> 次の方法により算定した基準額と補助対象費 (工事費又は工事請負費及び買収に要する経費) の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該額と総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額を基本額とする。 <table><tr><th>基準面積</th><th colspan="3">新增改築単価 (円/㎡)</th></tr><tr><td rowspan="2">1 無床 160㎡</td><td rowspan="2">鉄筋コンクリート</td><td>一般地区</td><td>198,300</td></tr><tr><td>離島豪雪地区</td><td>212,200</td></tr><tr><td rowspan="2">2 有床 (1)5床以下 240㎡ (2)6床以上 760㎡</td><td rowspan="2">ブロック</td><td>一般地区</td><td>172,500</td></tr><tr><td>離島豪雪地区</td><td>185,400</td></tr><tr><td rowspan="2">3 医師住宅 80㎡</td><td rowspan="4">木造</td><td>一般地区</td><td>198,300</td></tr><tr><td>離島豪雪地区</td><td>212,200</td></tr><tr><td colspan="2">4 看護師住宅 80㎡</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ヘリポート1か所当たり (円)</td><td>92,489,000</td></tr></table>	基準面積	新增改築単価 (円/㎡)			1 無床 160㎡	鉄筋コンクリート	一般地区	198,300	離島豪雪地区	212,200	2 有床 (1)5床以下 240㎡ (2)6床以上 760㎡	ブロック	一般地区	172,500	離島豪雪地区	185,400	3 医師住宅 80㎡	木造	一般地区	198,300	離島豪雪地区	212,200	4 看護師住宅 80㎡			ヘリポート1か所当たり (円)		92,489,000	へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医務課
基準面積	新增改築単価 (円/㎡)																																				
1 無床 160㎡	鉄筋コンクリート	一般地区	198,300																																		
		離島豪雪地区	212,200																																		
2 有床 (1)5床以下 240㎡ (2)6床以上 760㎡	ブロック	一般地区	172,500																																		
		離島豪雪地区	185,400																																		
3 医師住宅 80㎡	木造	一般地区	198,300																																		
		離島豪雪地区	212,200																																		
4 看護師住宅 80㎡																																					
ヘリポート1か所当たり (円)		92,489,000																																			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																													
医療施設	へき地医療拠点病院施設整備事業	市町村等	へき地医療拠点病院及び医師住宅施設整備事業（新築・増改築）	国関 国庫補助基本額の1/2	県移 国庫補助基本額の1/2	病院事業 ＜充当率＞ 100%	元利償還金の25%（通常分）を基礎財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%（特別分）を基準財政需要額に算入 なお、建物の建築単価が59万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	＜国庫補助基本額＞ 次の方法により算定した基準額と補助対象費（工事費又は工事請負費）の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該額と総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額を国庫補助基本額とする。 ア 基準面積 <table><tr><th>種別</th><th>対策</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td rowspan="2">へき地医療拠点病院施設整備事業</td><td>検査・放射線・手術部門、病棟</td><td>1,000</td></tr><tr><td>医師住宅 1戸当り（2戸を限度とする）</td><td>80</td></tr></table> イ 基準単価 <table><tr><th>種別</th><th>構造別</th><th>単価（円/㎡）</th></tr><tr><td rowspan="6">へき地医療拠点病院施設整備事業</td><td rowspan="3">ブロック</td><td>病棟</td><td>230,900</td></tr><tr><td>診療棟</td><td>258,500</td></tr><tr><td>医師住宅</td><td>172,500</td></tr><tr><td rowspan="3">鉄筋コンクリート</td><td>病棟</td><td>264,400</td></tr><tr><td>診療棟</td><td>295,100</td></tr><tr><td>医師住宅</td><td>198,300</td></tr><tr><td>木造</td><td>医師住宅</td><td>198,300</td></tr></table>	種別	対策	面積（㎡）	へき地医療拠点病院施設整備事業	検査・放射線・手術部門、病棟	1,000	医師住宅 1戸当り（2戸を限度とする）	80	種別	構造別	単価（円/㎡）	へき地医療拠点病院施設整備事業	ブロック	病棟	230,900	診療棟	258,500	医師住宅	172,500	鉄筋コンクリート	病棟	264,400	診療棟	295,100	医師住宅	198,300	木造	医師住宅	198,300	へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医務課
種別	対策	面積（㎡）																																					
へき地医療拠点病院施設整備事業	検査・放射線・手術部門、病棟	1,000																																					
	医師住宅 1戸当り（2戸を限度とする）	80																																					
種別	構造別	単価（円/㎡）																																					
へき地医療拠点病院施設整備事業	ブロック	病棟	230,900																																				
		診療棟	258,500																																				
		医師住宅	172,500																																				
	鉄筋コンクリート	病棟	264,400																																				
		診療棟	295,100																																				
		医師住宅	198,300																																				
木造	医師住宅	198,300																																					
重症難病患者拠点・協力病院設備整備費補助金	市町村等	難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院の設備整備事業	国関 国庫補助基本額の1/3	県移 国庫補助基本額の1/3	病院事業 ＜充当率＞ 100%		＜国庫補助基本額＞ 下記の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 1 人工呼吸器 2,452,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 2 患者監視（モニタリング）装置 1,563,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 3 非常用発電機 212,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	健康対策課																														
マンモグラフィ検診精度向上事業	市町村等	デジタル式マンモグラフィ装置を導入している検診機関等を対象とした、読影診断の支援が可能な体制整備に対する補助	国直 国庫補助基本額の1/2		病院事業 ＜充当率＞ 100%		＜国庫補助基本額＞ マンモグラフィ画像読影支援システムの設備を購入するために必要な備品購入費 16,200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	健康対策課																														
末梢血幹細胞採取施設設備整備事業	市町村等	末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業	国直 国庫補助基本額の10/10		病院事業 ＜充当率＞ 100%		＜国庫補助基本額＞ 下記の基準額と補助対象経費（造血幹細胞数測定装置を購入するために必要な備品購入費）の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 造血幹細胞数測定装置 1施設当たり 15,598,000円	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱 末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱	医薬安全課																														

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																		
医療施設	エイズ治療拠点病院整備費補助金	市町村等	エイズ治療拠点病院の治療個室等の施設整備事業	国直 国庫補助基本額の1/2		病院事業 〈充当率〉 100%	元利償還金の25% (通常分)を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%(特別分)を基準財政需要額に算入 なお、建物の建築単価が59万円/㎡を上回る場合は、病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	＜国庫補助基本額＞ 下記の1～4の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 1 個室整備 1 室あたり 30,000千円 2 剖検室改修 1 室あたり 21,000千円 3 相談指導(カウンセリング)室 1 施設あたり 5,000千円 4 エイズ専用外来診療室 1 施設あたり 5,000千円	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	感染症対策課																		
			エイズ治療拠点病院の設備整備事業	国直 国庫補助基本額の10/10		病院事業 〈充当率〉 100%	＜国庫補助基本額＞ 全国のエイズ拠点病院をネットワークで繋ぐために必要な備品購入費 1 施設あたり 5,933,000円																					
				国直 国庫補助基本額の1/2		病院事業 〈充当率〉 100%	＜国庫補助基本額＞ 上記以外の設備を購入するために必要な備品購入費 厚生労働大臣が必要と認めた額																					
	感染症指定医療機関整備費補助金	市町村等	第一種・第二種感染症指定医療機関の新設、増設及び改築に伴う施設整備事業並びに新設・増設に伴う初年度設備整備事業	国直 国庫補助基本額の1/2	県複 国庫補助基本額の1/2	病院事業 〈充当率〉 100%		＜国庫補助基本額＞ 下表の区分ごとの基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 <table><tr><th>区分</th><th>基準額</th></tr><tr><td>第一種</td><td>1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 2 新設・増設に伴う初年度設備整備事業 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数</td></tr><tr><td>第二種</td><td>1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 (1)新設、増設及び改築 基準単価×15.0 ㎡×厚生労働大臣の認めた病床数 (2)改造及び補修 厚生労働大臣が必要と認めた額 2 新設・増設に伴う初年度設備事業 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">＜基準単価＞ (単位:円)</th></tr><tr><th>鉄 筋</th><th>ブ ロ ッ ク</th><th></th></tr><tr><td>新設・増設</td><td>268,600</td><td>234,500</td></tr><tr><td>改築</td><td>263,000</td><td>228,700</td></tr></table>	区分	基準額	第一種	1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 2 新設・増設に伴う初年度設備整備事業 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数	第二種	1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 (1)新設、増設及び改築 基準単価×15.0 ㎡×厚生労働大臣の認めた病床数 (2)改造及び補修 厚生労働大臣が必要と認めた額 2 新設・増設に伴う初年度設備事業 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数	＜基準単価＞ (単位:円)			鉄 筋	ブ ロ ッ ク		新設・増設	268,600	234,500	改築	263,000	228,700	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱 感染症指定医療機関整備費補助金交付要綱	感染症対策課
区分	基準額																											
第一種	1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 2 新設・増設に伴う初年度設備整備事業 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数																											
第二種	1 新設、増設、改築、改造及び補修事業 (1)新設、増設及び改築 基準単価×15.0 ㎡×厚生労働大臣の認めた病床数 (2)改造及び補修 厚生労働大臣が必要と認めた額 2 新設・増設に伴う初年度設備事業 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数																											
＜基準単価＞ (単位:円)																												
鉄 筋	ブ ロ ッ ク																											
新設・増設	268,600	234,500																										
改築	263,000	228,700																										
	結核患者収容モデル病室施設整備事業	市町村等	結核患者収容モデル病室の施設整備事業	国直 定額		病院事業 〈充当率〉 100%	＜補助金交付額＞ 厚生労働大臣の認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	感染症対策課																			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																						
国民健康保険直営診療施設	国民健康保険直営診療施設整備事業	市町村	国民健康保険の建物（診療所、病院、医師住宅（歯科医師住宅を含む。）、看護師宿舎及び院内託児施設等（結核、精神疾患、感染症のみを対象とする施設は除く。）又は医療機械等（医療機械器具、患者輸送車、巡回診療車及び巡回診療船）の設置又は整備	国間補助対象事業費の1/3		病院事業<充当率>100%	元利償還金の25%（通常分）を基準財政需要額に算入 公立病院経営強化プランに基づき行われる公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備の病院事業費の元利償還金の40%（特別分）を基準財政需要額に算入 なお、建物の建築単価が59万円/㎡を上回る場合は、病院事業費からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。	<補助対象事業費> 施設ごとに、次表の種目ごとの基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と種目ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 <基準額> (1) 施設	国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱	国民健康保険課																																																						
								<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">1 種目及び規格</td><td colspan="2">2 基準面積及び基準額</td></tr><tr><td>種目</td><td>規格</td><td colspan="2">基準面積（単位：㎡）</td></tr><tr><td rowspan="10">建物</td><td rowspan="3">診療所</td><td>甲 型</td><td colspan="2">62.0</td></tr><tr><td>乙 型</td><td colspan="2">176.9</td></tr><tr><td>丙 型</td><td colspan="2">469.4</td></tr><tr><td rowspan="3">病院</td><td rowspan="2">診療棟</td><td colspan="2">648.3</td></tr><tr><td>病 棟</td><td colspan="2">278.9</td></tr><tr><td>給 食 棟</td><td colspan="2">厚生労働大臣が別に定める面積</td></tr><tr><td rowspan="3">医師住宅</td><td>診療所</td><td>乙 型</td><td>1戸</td><td rowspan="3">1戸につき82.0</td></tr><tr><td rowspan="2">病院</td><td>丙 型</td><td>2戸</td></tr><tr><td>一般病床20～35床</td><td>3戸</td></tr><tr><td rowspan="3">看護師宿舎</td><td>一般病床36～50床</td><td>4戸</td><td rowspan="2">鉄筋コンクリート造</td></tr><tr><td>一般病床51床以上</td><td>5戸</td></tr><tr><td rowspan="2">院内託児施設等</td><td>診 療 所</td><td colspan="2">病院の病床数が20床のときは82.0㎡とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4㎡を加算した面積であること。</td><td rowspan="2">217,900</td></tr><tr><td>病 院</td><td colspan="2">収容定員×5㎡ （ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。）</td></tr></table>	区分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額		種目	規格	基準面積（単位：㎡）		建物	診療所	甲 型	62.0		乙 型	176.9		丙 型	469.4		病院	診療棟	648.3		病 棟	278.9		給 食 棟	厚生労働大臣が別に定める面積		医師住宅	診療所	乙 型	1戸	1戸につき82.0	病院	丙 型	2戸	一般病床20～35床	3戸	看護師宿舎	一般病床36～50床	4戸	鉄筋コンクリート造	一般病床51床以上	5戸	院内託児施設等	診 療 所	病院の病床数が20床のときは82.0㎡とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4㎡を加算した面積であること。		217,900	病 院	収容定員×5㎡ （ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。）			
区分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額																																																													
	種目	規格	基準面積（単位：㎡）																																																													
建物	診療所	甲 型	62.0																																																													
		乙 型	176.9																																																													
		丙 型	469.4																																																													
	病院	診療棟	648.3																																																													
			病 棟	278.9																																																												
		給 食 棟	厚生労働大臣が別に定める面積																																																													
	医師住宅	診療所	乙 型	1戸	1戸につき82.0																																																											
		病院	丙 型	2戸																																																												
			一般病床20～35床	3戸																																																												
	看護師宿舎	一般病床36～50床	4戸	鉄筋コンクリート造																																																												
一般病床51床以上		5戸																																																														
院内託児施設等		診 療 所	病院の病床数が20床のときは82.0㎡とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4㎡を加算した面積であること。		217,900																																																											
	病 院	収容定員×5㎡ （ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。）																																																														
								注） 「甲型」、「乙型」、「丙型」及び「丁型」とは、昭和35年4月14日厚生省発保第67号通知の「国民健康保険診療施設設置規格」に定める規格であること。																																																								
								給食棟面積換算表（厚生労働大臣が別に定める面積）																																																								
								<table><tr><th>一般病床数（床）</th><th>給食棟面積（㎡）</th></tr><tr><td>20</td><td>61.2</td></tr><tr><td>21～30</td><td>84.3</td></tr><tr><td>31～40</td><td>102.5</td></tr><tr><td>41～50</td><td>119.0</td></tr><tr><td>51～60</td><td>137.2</td></tr><tr><td>61～70</td><td>154.7</td></tr><tr><td>71～80</td><td>171.2</td></tr><tr><td>81～90</td><td>185.1</td></tr><tr><td>91以上</td><td>201.7</td></tr></table>	一般病床数（床）	給食棟面積（㎡）	20	61.2	21～30	84.3	31～40	102.5	41～50	119.0	51～60	137.2	61～70	154.7	71～80	171.2	81～90	185.1	91以上	201.7																																				
一般病床数（床）	給食棟面積（㎡）																																																															
20	61.2																																																															
21～30	84.3																																																															
31～40	102.5																																																															
41～50	119.0																																																															
51～60	137.2																																																															
61～70	154.7																																																															
71～80	171.2																																																															
81～90	185.1																																																															
91以上	201.7																																																															
								(2) 設備																																																								
								<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">種 目 及 び 規 格</td><td colspan="2">基準額（単位：円）</td></tr><tr><td>種 目</td><td>規 格</td><td colspan="2">（購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする）</td></tr><tr><td rowspan="10">医療機械器具</td><td rowspan="2">レントゲン装置</td><td>X線テレビ用</td><td>診断用</td><td>13,200,000</td></tr><tr><td>一般用</td><td>診断用</td><td>3,300,000</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の医療機械器具</td><td rowspan="2">厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具</td><td>診療所</td><td>3,300,000円（新築、改築又は再間にともない取得する場合は、9,900,000円）以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額</td></tr><tr><td>病院</td><td>8,250,000</td></tr><tr><td rowspan="2">患者輸送車</td><td>ライトバン型（おおむね2,000cc）</td><td colspan="2">1,026,000</td></tr><tr><td>マイクロバス又はジープ型</td><td colspan="2">1,281,000</td></tr><tr><td rowspan="2">巡回診療車</td><td>A級バス型（おおむね全長8.2m、全幅2.5m、全高3.0m、125馬力程度）</td><td>車体</td><td>2,457,000</td></tr><tr><td>B級バス型（おおむね全長5.2m、全幅2.0m、全高2.2m、60馬力程度）</td><td>車体</td><td>1,281,000</td></tr><tr><td rowspan="2">巡回診療船</td><td>A級汽船（おおむね全長12.0m、全幅3.0m、深さ1.5m、総馬力71程度）</td><td>船体（動力を含む）</td><td>6,050,000</td></tr><tr><td>B級汽船（おおむね全長8.0m、全幅2.5m、深さ1.2m、総馬力6.5程度）</td><td>船体（動力を含む）</td><td>1,430,000</td></tr></table>	区分	種 目 及 び 規 格		基準額（単位：円）		種 目	規 格	（購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする）		医療機械器具	レントゲン装置	X線テレビ用	診断用	13,200,000	一般用	診断用	3,300,000	その他の医療機械器具	厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具	診療所	3,300,000円（新築、改築又は再間にともない取得する場合は、9,900,000円）以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額	病院	8,250,000	患者輸送車	ライトバン型（おおむね2,000cc）	1,026,000		マイクロバス又はジープ型	1,281,000		巡回診療車	A級バス型（おおむね全長8.2m、全幅2.5m、全高3.0m、125馬力程度）	車体	2,457,000	B級バス型（おおむね全長5.2m、全幅2.0m、全高2.2m、60馬力程度）	車体	1,281,000	巡回診療船	A級汽船（おおむね全長12.0m、全幅3.0m、深さ1.5m、総馬力71程度）	船体（動力を含む）	6,050,000	B級汽船（おおむね全長8.0m、全幅2.5m、深さ1.2m、総馬力6.5程度）	船体（動力を含む）	1,430,000												
区分	種 目 及 び 規 格		基準額（単位：円）																																																													
	種 目	規 格	（購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする）																																																													
医療機械器具	レントゲン装置	X線テレビ用	診断用	13,200,000																																																												
		一般用	診断用	3,300,000																																																												
	その他の医療機械器具	厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具	診療所	3,300,000円（新築、改築又は再間にともない取得する場合は、9,900,000円）以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額																																																												
			病院	8,250,000																																																												
	患者輸送車	ライトバン型（おおむね2,000cc）	1,026,000																																																													
		マイクロバス又はジープ型	1,281,000																																																													
	巡回診療車	A級バス型（おおむね全長8.2m、全幅2.5m、全高3.0m、125馬力程度）	車体	2,457,000																																																												
		B級バス型（おおむね全長5.2m、全幅2.0m、全高2.2m、60馬力程度）	車体	1,281,000																																																												
	巡回診療船	A級汽船（おおむね全長12.0m、全幅3.0m、深さ1.5m、総馬力71程度）	船体（動力を含む）	6,050,000																																																												
		B級汽船（おおむね全長8.0m、全幅2.5m、深さ1.2m、総馬力6.5程度）	船体（動力を含む）	1,430,000																																																												